

地震!! あなたの住宅は安全ですか?

●耐震改修をして地震に弱い住宅をなくしましょう。

新潟地震から40年が経ち、新潟県においても、いつ大地震が起きるか分かりません。安心して暮らすために、ご自宅が地震に対して耐えられるかどうかを調べ(耐震診断)、地震に弱い場合は強くなるように家屋の状況に応じた耐震補強・改修が必要です。

●あなたの住まいは大きな地震に耐えられますか?

専門知識がなくても木造住宅の簡易診断ができるパンフレット「わが家の耐震診断と補強方法」を配付しています。詳しくは、巻土木事務所建築課(☎72-0981)まで。

●耐震診断・耐震改修の助成制度をご利用ください。

住宅の耐震診断や耐震改修を行う人のために、資金の助成制度があります。詳しくは県建築住宅課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】新潟県建築住宅課 ☎025-280-5441

『油を川に流さないでください。』

6月16日に大通川に大量の油が流出し、中和剤の散布、吸着マットによる除去、オイルフェンスによる流下散乱防止等の対策を行いました。

その後も、大通川、矢川で油の流出が確認されています。川が汚れるばかりか農業、水道への被害も出ます。

油を川に流した者には、次のような罰則があります。

「油を川に流した者には、その除去対策費用を請求します。」
「油を川に流した者は、3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処される場合があります。」

【お問い合わせ】巻土木事務所 ☎72-0974

岩室中学校 地区大会結果

<陸上競技>

- 男子800m
3位 三上紘輝(3年)
2分07秒28
- 男子1500m
4位 三上紘輝(3年)
4分27秒21

女子砲丸投

- 3位 大岩真里奈(3年)
10m21
- ※上記2名は県大会、
県通信陸上大会出場

<バレーボール>

- 1回戦
対 新津第五中
2対0(勝)
- 2回戦
対 藤見中 0対2(負)
ベスト16、県大会出場ならず

<水泳>

- 100m自由形・50m自由形
山田絵里加(2年)
県大会出場ならず

危険物取扱者 試験の案内

(乙種第4類・丙種)

- ・とき 9月16日(木)
 - ・ところ 新潟市
 - ・受付期間
8月9日(月)~20日(金)
- ※受験申込書は岩室消防署に用意してあります。

【お問い合わせ】岩室消防署 ☎82-3360

消火器の訪問点検にご注意を!

最近、消火器の不適正な訪問点検等が多発しています。「消防署の方から消火器の点検に来ました」などと言って、消防署と契約を得ているように装い、新品への交換を勧めたり点検をしたりします。消防署では消火器販売(点検)業者との契約は一切行っていません。

また、一般の家庭には消火器の設置義務や点検義務はありません。訪問点検等を承諾せず、はっきりと拒否しましょう。

携帯電話からの119番通報!

近ごろ、携帯電話で119番通報をする人が多くなっています。しかし、携帯電話からの119番通報は、直接西部消防本部につながりません。県内を数ブロックに分割し、ブロック内を代表する消防本部が一旦受信し、通報内容を確認後、その場所を管轄する消防本部へ電話を転送するシステムとなっています。

このため、転送された消防本部が通報内容を重複してお聞きすることもあると思いますが、ご協力ください。

119番通報はできるだけ直接西部消防本部につながる一般電話や公衆電話からの通報をお願いします。

※ 病院の問い合わせや消防署への電話は岩室消防署 ☎82-3360
火災等の問い合わせの電話は ☎92-1120(テレホンサービス)
へおかけください。

○とき 8月16日(月)・17日(火)・18日(水) 午前9時~午後7時

○ところ 役場1階住民相談室

○お持ちいただくもの

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届…認め印、手当証書

ひとり親家庭等医療費受給者証更新…認め印、健康保険証、受給者証

児童扶養手当の受給資格

次の理由で18歳未満の児童を監護・養育している場合

- ①父母の離婚 ②父の死亡 ③父が政令で定める程度の障害の状態
- ④父の生死不明 ⑤父が1年以上の遺棄 ⑥父が1年以上の拘禁
- ⑦未婚の女子

なお、要件に該当してから5年を経過すると、申請権利を失いますのでご注意ください。(所得制限あり)

特別児童扶養手当の受給資格

政令で定める程度の障害がある20歳未満の児童を、父または母等が監護・養育している場合。ただし、対象児童が、その障害を理由とする公的年金を受けている場合や所得制限を超える場合は支給されません。

ひとり親家庭等医療費助成制度

18歳未満(障害のある人は20歳)の子どもがいる、ひとり親家庭に対し、保健の向上と福祉の増進を目的に医療費の一部を助成する制度です。(所得制限等は児童扶養手当を準用)

対象者には文書でお知らせしますが、新たに該当すると思われる人は、担当までお問い合わせください。

小学校1、2、3年生の保護者の皆さんへ

児童手当(小学校第3学年修了前特例給付)の認定請求はお済みでしょうか?

手続きをされてない人は早めに手続きをされるようお願いします。

【お問い合わせ】岩室村住民課 児童係 ☎82-5712



「児童扶養手当の現況届」
「特別児童扶養手当の所得状況届」
「ひとり親家庭等医療費受給者証の更新」
@EAST

有料道路身体障害者等 割引制度改正に伴う 手続きのお知らせ

平成16年6月1日から従来の「割引証」がご利用できなくなっています。

割引証に変わる新たな割引登録手続きがお済でない人は、速やかに手続きを行ってください。

【お問い合わせ】
岩室村福祉保健課 介護福祉係
☎82-5725

国民健康保険に加入している皆さんへ

9月1日に国民健康保険の保険証が更新されます。色は引き続き「空色」です。

1. 新しい保険証は8月下旬に郵送します。届いたら加入者の名前など間違いがないかお確かめください。
2. 9月1日を過ぎたら、今までの「空色」の保険証は破棄してください。
* 今年の色が同じなので間違えて破棄しないようご注意ください。
3. 事業所などの健康保険に加入されていたり、他の市町村に転出されていたりする場合は、必ず役場住民課窓口へ届け出てください。
4. 長期の旅行などでご家族と離れる場合は、遠隔地用の保険証を交付しますので、申請してください。

【お問い合わせ】岩室村住民課 国保・老保係 ☎82-5712